

登別景観・みどり遺産の指定について

登別市景観とみどりの条例（平成28年条例第1号）第19条第1項の規定により、次のとおり登別景観・みどり遺産を指定しました。

1 指定内容

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 名 称 | 都市公園 キウシト湿原 |
| (2) 指 定 番 号 | 遺-001 |
| (3) 指定の年月日 | 平成29年12月12日 |
| (4) 位置又は区域 | 登別市若山町2丁目 |

2 主な評価のポイント

平成29年11月20日開催の登別市景観・みどり審議会において、主に次の点で評価を受け、指定について答申を得ました。

- (1) 指定対象（エリア）が明確である。
- (2) 自然・歴史・文化の特徴が登別市らしさを表現している。
- (3) 公共空間から容易に見ることができる、または立ち入ることができる。
- (4) 地域の景観、または、みどりの形成において有効なものである。
- (5) 今後、長期に亘る保護、保全を行い、次代へ継承していく必要がある。

【主な意見】

- ・この地域で唯一残された北海道の原風景。290種程の植物があり、希少性が高い種も多々ある。
- ・保全区域と住宅地が近接していることから、住宅地の影響を受ける可能性がある。今後ともしっかりと観察を行っていくことが必要である。